

新たに認可・認定を受けて
令和8年4月から事業を開始する予定施設等の
利用定員について

令和7年11月4日

▼今回設定する利用定員の取扱い

- ・令和8年4月からの事業開始を目指し、内示を行った新たに認定こども園へ移行予定の施設の利用定員を仮設定し、令和8年度の2号及び3号認定子どもの新規入園募集(令和7年11月下旬実施予定)の定員に反映させる。

(※既存の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業については、令和7年度の利用定員で募集予定)

- ・なお、既存施設の利用定員の変更分(既存施設から利用定員の変更申請があった場合のみ)も含めて、正式な市内全体の令和8年度の利用定員については、令和8年1月頃開催予定の当部会で改めて審議を行い、設定する。

▼今回仮設定する利用定員の対象施設

- ・令和7年度第2回「松山市社会福祉審議会児童福祉専門分科会審査部会」で認可が適当と答申された保育所型認定こども園1施設と、幼保連携型以外の認定こども園の認定基準を満たした6施設で合計7施設。

▼今回仮設定する利用定員

次ページ以降参照(P2、3)

▼令和8年4月からの事業実施を目指し、認可・認定の内示を行った施設

＜保育所型認定こども園：3施設＞

区域	園名	7年度の施設形態	増減	設定する利用定員（令和8年度）					
				教育	保育				合計
				1号	2号	3号		計 (2号+3号)	
						0歳	1, 2歳	小計	
④南部	認定こども園 夢じゃき園UKENA	地域型 (小規模A)	7年度			6	13	19	19
			8年度	3	21	6	16	22	43
			増減数	3	21	0	3	3	24
④南部	社会福祉法人白鳳会 認定こども園南保育園	保育所	7年度		65	15	40	55	120
			8年度	9	75	12	33	45	120
			増減数	9	10	▲ 3	▲ 7	▲ 10	0
⑦北部	認定こども園 緑ヶ浜保育園	保育所	7年度		35	5	10	15	50
			8年度	3	30	3	17	20	50
			増減数	3	▲ 5	▲ 2	7	5	0

▼令和8年4月からの事業実施を目指し、認定の内示を行った施設

＜幼稚園型認定こども園:4施設＞

区域	園名	7年度の 施設形態	増減	設定する利用定員（令和8年度）						
				教育	保育					合計
				1号	2号	3号		計 (2号+3号)		
						0歳	1, 2歳		小計	
③東部	学校法人 梅花学園 認定こども園梅花学園	幼稚園 (新制度)	7年度	40						40
			8年度	30	10	0	0	0	10	40
			増減数	▲ 10	10	0	0	0	10	0
			⑤西部	認定こども園 木の実幼稚園	幼稚園 (私学)	7年度	340			
8年度	125	100				0	18	18	118	243
増減数	▲ 215	100				0	18	18	118	▲ 97
⑤西部	認定こども園 番町幼稚園	幼稚園 (新制度)				7年度	300			
			8年度	210	64	0	6	6	70	280
			増減数	▲ 90	64	0	6	6	70	▲ 20
			⑤西部	認定こども園 桃山幼稚園	幼稚園 (新制度)	7年度	270			
8年度	180	49				0	6	6	55	235
増減数	▲ 90	49				0	6	6	55	▲ 35

利用定員について

～令和8年度利用定員見込み～

①教育・保育給付認定別

区域	区分	教育			保育					合計 (教育＋保育)
		1号	私学助成 等幼稚園	計	2号	3号			計 (2号＋3 号)	
						0歳	1,2歳	計		
①中心部	7年度	896	470	1,366	1,511	242	975	1,217	2,728	4,094
	今回増減	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	8年度	896	470	1,366	1,511	242	975	1,217	2,728	4,094
②北東部	7年度	257	144	401	213	27	99	126	339	740
	今回増減	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	8年度	257	144	401	213	27	99	126	339	740
③東部	7年度	869	0	869	660	85	390	475	1,135	2,004
	今回増減	▲ 10	0	▲ 10	10	0	0	0	10	0
	8年度	859	0	859	670	85	390	475	1,145	2,004
④南部	7年度	1,558	960	2,518	963	177	543	720	1,683	4,201
	今回増減	12	0	12	31	▲ 3	▲ 4	▲ 7	24	36
	8年度	1,570	960	2,530	994	174	539	713	1,707	4,237
⑤西部	7年度	768	655	1,423	658	84	341	425	1,083	2,506
	今回増減	▲ 180	▲ 215	▲ 395	213	0	30	30	243	▲ 152
	8年度	588	440	1,028	871	84	371	455	1,326	2,354

利用定員について

区域	区分	教育			保育					合計 (教育＋保育)
		1号	私学助成 等幼稚園	計	2号	3号			計 (2号＋3号)	
						0歳	1,2歳	計		
⑥北西部	7年度	522	0	522	342	43	215	258	600	1,122
	今回増減	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	8年度	522	0	522	342	43	215	258	600	1,122
⑦北部	7年度	401	0	401	461	84	280	364	825	1,226
	今回増減	3	0	3	▲ 5	▲ 2	7	5	0	3
	8年度	404	0	404	456	82	287	369	825	1,229
⑧北条	7年度	246	0	246	365	41	173	214	579	825
	今回増減	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	8年度	246	0	246	365	41	173	214	579	825
⑨中島	7年度	1	0	1	15	0	5	5	20	21
	今回増減	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	8年度	1	0	1	15	0	5	5	20	21
合計	7年度	5,518	2,229	7,747	5,188	783	3,021	3,804	8,992	16,739
	今回増減	▲ 175	▲ 215	▲ 390	249	▲ 5	33	28	277	▲ 113
	8年度	5,343	2,014	7,357	5,437	778	3,054	3,832	9,269	16,626

※1号は、認定こども園及び新制度幼稚園の合計利用定員。 ※地域型保育事業の事業所内保育事業の従業員枠は含まない。
 ※私学助成等幼稚園は、参考値として各区域内にある園の認可定員数の合計を記載。
 ※従前の新制度施設(令和7年度時点の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業)の変更は加味しない。

～参考～

<利用定員について>

「子ども・子育て支援新制度」では、教育・保育給付認定こども(1号～3号)に対する施設型給付及び地域型保育給付を法定代理受領により施設等が受けるには、市町村の確認を受ける必要がある。その確認を受ける際には、認可定員の範囲内で子どもの教育・保育給付認定区分ごとに利用定員を設定する。

～各市町村で確認を受ける施設等～

- ・特定教育・保育施設・・・認定こども園、幼稚園、保育所
- ・特定地域型保育事業・・・小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育

<利用定員を設定する上での前提事項>

- ・認定こども園、保育所の利用定員は20人以上、幼稚園は最低利用定員を設けない。

(ただし、幼稚園型、地方裁量型認定こども園は、施設全体で20人以上に設定)

- ・認定区分(1号～3号)ごとに設定する。

{1号:3～5歳(教育を希望する子ども)、

2号:3～5歳(保育を必要とする子ども)、3号:0歳と1・2歳(保育を必要とする子ども)}

- ・保育標準時間及び短時間の区分は行わない。

- ・原則として“認可定員＝利用定員”。

ただし、定員割れの場合は、利用状況を勘案し、認可定員以下の利用定員の設定が可能。定員超過の場合は、認可定員を実際の利用状況に合わせることを基本。(認可基準を満たし120%未満の弾力運用は可能)

<利用定員の設定について>

- ・施設及び事業者の意向を考慮し、最近の実利用人数の実績や今後の見込みを踏まえて設定。
- ・地方版子ども・子育て会議等(本市では「松山市子ども・子育て会議」)での意見を聴き、都道府県へ事後の届出が必要。(子ども・子育て支援法第31条第2項、第3項並びに第43条第2項)
- ・利用定員を変更する場合は、地方版子ども・子育て会議の意見を聴くことは義務付けられていない(新制度の自治体向けFAQ【第19.1版】No104参照)が、総合的に判断していただくために審議を行う。

～参考～

<子ども・子育て支援法第31条、第43条(抄)>

第31条

- 2 市町村長は、前項の規定により特定教育・保育施設の利用定員を定めようとするときは、あらかじめ、第72条第1項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあってはその意見を、その他の場合にあっては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。
- 3 市町村長は、第1項の規定により特定教育・保育施設の利用定員を定めたときは、内閣府令で定めるところにより、都道府県知事に届け出なければならない。

第43条

- 2 市町村長は、前項の規定により特定地域型保育事業(特定地域型保育を行う事業をいう。以下同じ。)の利用定員を定めようとするときは、第72条第1項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあってはその意見を、その他の場合にあっては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。

<自治体向けFAQ【第19.1版】No.104(抄)>

定員を減少させる場合には3か月前までに施設長が市町村長に届け出ることが必要です。

なお、利用定員を変更する場合、地方版子ども・子育て会議の意見を聴くことは義務付けられていません。